



# 佐賀県公報

平成17年  
12月19日  
(月曜日) 外  
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 条 例

- ◎佐賀県総合開発審議会条例を廃止する条例 (七〇・統 括 本 部) 三
- ◎佐賀県知事の給料の特例に関する条例 (七一・職 員 課) 三
- ◎佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (七二・ " ) 四
- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 (七三・ " ) 五
- ◎市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例 (七四・市 町 村 課) 五
- ◎佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (七五・教 育 委 員 会) 二六
- ◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例 (七六・ " ) 二五
- ◎佐賀県保健福祉事務所設置条例 (七七・健 康 福 祉 本 部) 二五
- ◎佐賀県労政事務所設置条例を廃止する条例 (七八・農 林 水 産 商 工 本 部) 二五
- ◎佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (七九・ま ち づ くり 推 進 課) 二五

### 公布された条例のあらまし

#### ◎佐賀県総合開発審議会条例を廃止する条例(条例第七〇号)

- 1 佐賀県総合開発審議会条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。

#### ◎佐賀県知事の給料の特例に関する条例(条例第七一号)

- 1 平成一八年一月に支給する知事の給料の額について、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額に一〇〇

分の八〇を乗じて得た額から一五万円を減じた額とすることとした。

- 2 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

#### ◎佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第七二号)

##### 1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

###### (1) 給料表の改定

給料表の級構成及び号給構成を改めるとともに、給料月額を改定することとした。(別表第一、別表第四関係)

###### (2) 諸手当等の改定

ア 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表八級以上である職員等は、三号給)とすること等とした。(第四条関係)

イ 新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、地域手当の級地の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給すること等とした。(第九条の二、第九条の三関係)

ウ 勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の七二・五(特定幹部職員にあつては、一〇〇分の九二・五)に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の七二・五(特定幹部職員にあつては、一〇〇分の九二・五)に引き下げることをとした。(第一七条の四関係)

- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係  
特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を改定することとした。(第七条関係)

- 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係  
全給料表の全給料月額を改定することとした。(第五条関係)

4 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

6 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例のほか六条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

1 衛生等研究手当のほか二手当について廃止することとした。（第二条、第一四条、第二四条及び第二八条関係）

2 教務手当のほか四手当について支給要件等の改正を行うこととした。（第二条、第四條、第一三條、第一九條、第三〇條及び第三二條關係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

○市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例（条例第七四号）

1 地方自治法の規定に基づき、平成一七年一月一日に唐津市及び嬉野市に係る合併が、同年三月一日に武雄市、吉野ヶ里町及び有田町に係る合併が、同年三月二〇日に神崎市に係る合併が行われることに伴い、佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例のほか八五条例について、所要の改正を行うこととした。

2 この条例中、唐津市に係る合併及び嬉野市に係る合併に伴う改正については平成一八年一月一日から、武雄市に係る合併、吉野ヶ里町に係る合併及び有田町に係る合併に伴う改正については平成一八年三月一日から、神崎市に係る合併に伴う改正については平成一八年三月二〇日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

1 給料表の級構成及び号給構成を改めるとともに、給料月額を改定することとした。（別表第一、別表第四関係）

2 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の

号給数を四号給（佐賀県職員給与条例の行政職給料表八級以上に相当する職員は、三号給）とすること等とした。（第六條關係）

3 勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の七二・五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の九二・五）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の七二・五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の九二・五）に引き下げることにした。（第二二條關係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

1 特殊車両等運転手当のほか三手当について廃止することとした。（第二条、第六條、第七條、第一〇條、第一一條關係）

2 舎監兼務職員の特殊勤務手当を支給しないこととした。（第四條關係）

3 教員特殊勤務手当について支給要件等の改正を行うこととした。（第八條關係）

4 地方自治法の規定に基づく市町村の合併に伴い、所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。ただし、4については、各市町村の合併日から施行することとした。

○佐賀県保健福祉事務所設置条例（条例第七七号）

1 地方自治法第一五六条第一項の規定により、保健衛生、環境保全及び社会福祉に関する事務を行うため、佐賀中部保健福祉事務所、鳥栖保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所、伊万里保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所を設置することとした。（第一條關係）

2 保健福祉事務所に地域保健法第五条第一項に規定する保健所を置くこととした。（第二條關係）

3 保健福祉事務所は、社会福祉法第一四条第一項の福祉に関する事務所としての事務を行うこと等とした。(第三条関係)

4 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

5 佐賀県保健所条例及び佐賀県福祉事務所設置条例は、廃止することとした。

6 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例について、所要の改正を行うこととした。

○佐賀県労政事務所設置条例を廃止する条例(条例第七八号)

1 佐賀県労政事務所設置条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第七九号)

1 屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件の設置(以下「広告物の表示等」という。)関係

(1) 広告物の表示等を禁止する区域として、交差点及びその周辺の区域のうち知事が指定する区域等を追加することとした。(第三条関係)

(2) 広告物の表示等の許可の期間の上限を三年とすることとした。(第七条関係)

(3) 広告物の表示等の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならないこととした。(第八条の二関係)

2 屋外広告物の登録関係

(1) 県内において屋外広告物を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならないこととした。(第一七条の二関係)

(2) 登録の有効期間、登録の申請、登録の拒否、業務主任者の選任、登録の取消しその他登録制度の実施に関し必要な事項を定めることとした。(第一七条の二第一七条の一六)

3 知事は、この条例に違反した広告物等の除却等の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき又は屋外広告物の登録を取り消し、若しくはその営業の停止を命じたときは、その旨を公表できることとした。(第一七条の一七)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、1の(2)及び1の(3)の管理者に係る部分については、平成一九年四月一日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県総合開発審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第七十号

佐賀県総合開発審議会条例を廃止する条例

佐賀県総合開発審議会条例(昭和二十六年佐賀県条例第十六号)は、廃止する。

附 則

この条例は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成十七年法律第八十九号)の施行の日から施行する。

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第七十一号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

平成十八年一月に支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)第三条第一項及び佐賀県知事の給料の特例に関する条例(平成十七年佐賀県条例第五十五号)の規定にかかわらず、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する



条例別表第一に掲げる知事の給料月額に百分の八十を乗じて得た額から十五万円を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第七十二号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条第六項から第九項までを次のように改める。

6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後の前項

の規定の適用については、同項中「四号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」とあるのは、「二号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第四条第十項中「第六項から前項までに規定する」を「職員の」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第四条の二中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

第四条の三中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第九条の二の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第一項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級地の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六

## 六 六級地 百分の三

第九条の二第三項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第九条の三中「前条第二項第一号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する」を削り、「職員には」の下に、「前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「百分の十」を「百分の十五」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十一条の二第三項、第十六条及び第十六条の五第二項から第五項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十七条第二項中「十級」を「八級」に改め、同条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十七条の四第二項中「人事委員会の」を「人事委員会規則で」に改め、同項第一号中「調整手当」を「地域手当」に、「百分の七十五」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。  
別表第一から別表第四までを次のように改める。



別表第一(第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
再任	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
用職	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		

	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
員以	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
外の	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
職員	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				
	86	240,100	296,400	345,300	386,800					
	87	240,800	296,800	345,800	387,400					
	88	241,500	297,200	346,300	388,000					
	89	242,300	297,500	346,700	388,700					
	90	242,800	297,900	347,200	389,300					
	91	243,300	298,300	347,700	389,900					
	92	243,800	298,700	348,200	390,500					
	93	244,100	298,900	348,500	391,200					
	94		299,300	349,000						
	95		299,700	349,500						
	96		300,100	350,000						
	97		300,300	350,300						
	98		300,700	350,800						
	99		301,100	351,300						
	100		301,500	351,800						
	101		301,700	352,100						
	102		302,100	352,500						
	103		302,500	352,900						
	104		302,900	353,300						
	105		303,100	353,800						
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							

	125		309,900							
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。